



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

*1 和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令 (青少年・男女共同参画課) 1

○ 訓令

*7 和歌山県法規審議会規程の一部を改正する訓令 (総務学事課) 1

*8 和歌山県公印規程の一部を改正する訓令 (") 2

*9 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (") 3

*10 和歌山県電子署名規程の一部を改正する訓令 (") 8

*11 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課) 8

○ 会計管理者訓令

*1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課) 9

和歌山県訓令、和教委訓令、和歌山県警察本部訓令共管訓令

和 歌 山 県 訓 令

和 教 委 訓 令 第 1 号

和歌山県警察本部訓令

庁中一般
振 興 局
保 健 所
警 察 署

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

和歌山県警察本部長 直 江 利 克

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程の一部を改正する訓令

和歌山県訓令

和歌山県青少年総合対策本部事務局規程 (平成11年和歌山県教育委員会訓令第1号) の一部を次のよう

和歌山県警察本部訓令

に改正する。

第3条第2項の表知事部局の項中「総務学事課」を「総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第7号

庁中一般

和歌山県法規審議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県法規審議会規程の一部を改正する訓令

和歌山県法規審議会規程（昭和30年和歌山県訓令第590号）の一部を次のように改正する。

第4条中「総務部総務管理局総務学事課長」を「総務部総務管理局総務課長」に、「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

第5条中「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

第9条中「総務部総務管理局総務学事課」を「総務部総務管理局総務課」に改める。

別表中「総務部総務管理局総務学事課長」を「総務部総務管理局総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公印規程（昭和42年和歌山県訓令第43号）の一部を次のように改正する。

第3条、第4条、第5条第1項、第11条及び第12条中「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

別表中

「 総務学事課長 」 を 「 総務課長 」 に、

「 各振興局長 海草振興局健康福祉部長
伊都振興局健康福祉部長 日高振興局健康福祉部長 東牟婁振興局健康福祉部
社部串本支所長 公営競技事務所長
各振興局建設部長 海草振興局海南工
事事務所長 西牟婁振興局近畿自動車
道紀南高速事務所長 和歌山下津港湾
事務所長 」 を 「 各振興局長 海草振興局健康福祉部長
伊都振興局健康福祉部長 日高振興局健康福祉部長 東牟婁振興局健康福祉部
社部串本支所長 公営競技事務所長
各振興局建設部長 海草振興局建設部
海南工事事務所長 和歌山下津港湾事
務所長 」 に、

「 知事印（消防防災関係免状用） " 15・10 消防保安課長
知事印（統計調査員用） " 20 統計課長 」 を

「 知事印（消防・産業保安関係免状用） " 15・10 危機管理・消防課長
知事印（統計調査員用） " 20 調査統計課長 」 に、

「 総務学事課 」 を 「 総務課長 」 に、

監察査察監印	〃	〃	監察査察課長	を
国体推進監印	〃	〃	総務企画課長	
」				
監察査察監印	〃	〃	監察査察課長	に、
」				
建築主事印	〃	20	各建築主事	を
」				
建築主事印	〃	〃	各建築主事	に
審理員印	〃	〃	監察査察課長	
」				

改める。

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第5様式中「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第9号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し及び同条第1項並びに第8条第6項中「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

第15条第1項第1号中「総務学事課」を「総務課」に改める。

第16条第1項中「総務学事課長」を「総務課長」に改め、同項第4号中「総務学事課」を「総務課」に改める。

第17条第2項及び第18条中「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

第19条中「総務学事課」を「総務課」に改める。

第20条第2項第3号中「総務学事課長」を「総務課長」に改め、同項第5号中「異議申立て、審査請求」を「不服申立て」に改め、同条第6項中「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

第26条第2項第3号及び第28条第1項第4号中「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

第29条第1項の表中「、国体推進監名」を削り、「監察査察監、国体推進監」を「監察査察監」に改める。

第31条第1項、第32条第1項及び第2項並びに第39条中「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

第50条第1項中「総務学事課長」を「総務課長」に改め、同条第2項中「総務学事課に」を「総務課に」に改め、同項第1号ア中「総務学事課長」を「総務課長」に改め、同条第3項中「総務学事課に」を「総務課に」に、「総務学事課の」を「総務課の」に、「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

第51条、第57条第1項及び第3項、第60条から第64条まで、第66条、第67条第3項、第68条第4項及び第5

項、第69条第4項及び第5項、第70条第3項及び第4項、第84条第1項及び第3項、第85条第1項、第2項及び第4項並びに第86条中「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

第101条第1項中「健康福祉部」の次に「、農林水産振興部」を加える。

第102条第2項第4号及び第103条第2項第4号中「異議申立て、審査請求」を「不服申立て」に改める。

第104条、第108条、第119条及び第120条中「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

第127条中「総務学事課長」を「総務課長」に、「及び健康福祉部」を「、健康福祉部、農林水産振興部及び建設部」に改める。

第130条、第132条、第133条及び第138条中「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

別表第1第1項の表総務企画課の項から障害者スポーツ大会課の項までを削り、同表総務学事課の項を次のように改める。

総務課	総
-----	---

別表第1第1項の表中

文化国際課	文国	を
-------	----	---

文化学術課	文学	に改め、
国際課	国	

同表港湾空港課の項を次のように改める。

港湾空港振興課	港空
---------	----

別表第1第2項の表中

企画産業課	海地企	を	「 <table border="1"><tr><td>企画産業課</td><td>海地企</td></tr></table> 」に、	企画産業課	海地企
企画産業課	海地企				
農業振興課	海地農振				
林務課	海地林				
農地課	海地農地				

健康福祉部	総務健康安全課	海健総	を
	保健福祉課	海健福	
	衛生環境課	海健衛	

健康福祉部	総務健康安全課	海健総	に、
	保健福祉課	海健福	
	衛生環境課	海健衛	
農林水産振興部	農業水産振興課	海農農水	
	林務課	海農林務	
	農地課	海農農地	

企画産業課	那地企
農業振興課	那地農振
林務課	那地林
農地課	那地農地

を 「 企画産業課 那地企 」 に、

健康福祉部	総務健康安全課	那健総
	保健福祉課	那健福
	衛生環境課	那健衛

を

健康福祉部	総務健康安全課	那健総
	保健福祉課	那健福
	衛生環境課	那健衛
農林水産振興部	農業水産振興課	那農農水
	林務課	那農林務
	農地課	那農農地

に、

企画産業課	伊地企
農業振興課	伊地農振
林務課	伊地林
農地課	伊地農地

を 「 企画産業課 伊地企 」 に、

健康福祉部	総務健康安全課	伊健総
	保健福祉課	伊健福
	衛生環境課	伊健衛

を

健康福祉部	総務健康安全課	伊健総
	保健福祉課	伊健福
	衛生環境課	伊健衛
農林水産振興部	農業水産振興課	伊農農水
	林務課	伊農林務
	農地課	伊農農地

に、

企画産業課	有地企
農業振興課	有地農振
林務課	有地林
農地課	有地農地

を 「 企画産業課 有地企 」 に、

健康福祉部	総務健康安全課	有健総
-------	---------	-----

	保健福祉課	有健福
	衛生環境課	有健衛

を

健康福祉部	総務健康安全課	有健総
	保健福祉課	有健福
	衛生環境課	有健衛
農林水産振興部	農業水産振興課	有農農水
	林務課	有農林務
	農地課	有農農地

に、

企画産業課	日地企
農業振興課	日地農振
林務課	日地林
農地課	日地農地

を

企画産業課	日地企
-------	-----

に、

健康福祉部	総務健康安全課	日健総
	保健福祉課	日健福
	衛生環境課	日健衛

を

健康福祉部	総務健康安全課	日健総
	保健福祉課	日健福
	衛生環境課	日健衛
農林水産振興部	農業水産振興課	日農農水
	林務課	日農林務
	農地課	日農農地

に、

企画産業課	西地企
農業振興課	西地農振
林務課	西地林
農地課	西地農地

を

企画産業課	西地企
-------	-----

に、

健康福祉部	総務健康安全課	西健総
	保健福祉課	西健福
	衛生環境課	西健衛

を

健康福祉部	総務健康安全課	西健総
	保健福祉課	西健福
	衛生環境課	西健衛

に、

農林水産振興部	農業水産振興課	西農農水
	林務課	西農林務
	農地課	西農農地

河港課	西建河
近畿自動車道紀南高速事務所	西建紀高

を 「河港課 西建河」 に、

企画産業課	東地企
農業振興課	東地農振
林務課	東地林

を 「企画産業課 東地企」 に、

健康福祉部	総務健康安全課	東健総
	保健福祉課	東健福
	衛生環境課	東健衛
	串本支所地域福祉課	東健支地
	串本支所保健環境課	東健支保

を

健康福祉部	総務健康安全課	東健総
	保健福祉課	東健福
	衛生環境課	東健衛
	串本支所地域福祉課	東健支地
	串本支所保健環境課	東健支保
農林水産振興部	農業水産振興課	東農農水
	林務課	東農林務

に改め、

同表第3項第2号の表紀南家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

土砂災害啓発センター	和啓セ
------------	-----

別表第2中「総務学事課」を「総務課」に改める。

別記第20号様式及び別記第21号様式中

「総務学事課 長」を「総務課 長」に改める。

別記第23号様式中

「

総務
学事課長

」を「

総務
課長

」に、

「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

別記第25号様式中

「

総務学事課長印

」を「

総務課長印

」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第10号

庁中一般
各地方機関

和歌山県電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県電子署名規程の一部を改正する訓令

和歌山県電子署名規程（平成18年和歌山県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

別表知事署名の項中「総務学事課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第11号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式第34条第9項及び第42条第3項中「2.9パーセント」を「2.8パーセント」に改める。

別記第3号様式第44条第1項第4号（注6を含む。）中「第49条第1項」を「第49条」に、「第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合を除く。）」を「第64条第1項に規定する競争回復措置命令」に改め、「又は審決」を削り、同項第5号（注6を含む。）中「第50条第1項」を「第62条第1項」に改め、「同条第5項又は同法第52条第5項の規定により」を削り、「第51条第2項」を「第63条第2項」に改め、同項第6号（注6を含む。）を削り、同項第7号から第11号まで（注6を含む。）を1号ずつ繰り上げ、同条第3項（注6を含む。）中「第9号」を「第8号」に改める。

別記第3号様式第47条第3項（注7を含む。）中「2.9パーセント」を「2.8パーセント」に改める。

別記第3号様式第48条の2第1項中「第7号」を「第6号」に、「から第6号まで」を「又は第5号」に、「審決」を「当該命令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第1号

庁中一般

各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県会計管理者 岩 橋 良 晃

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程（平成17年和歌山県出納長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表総務学事課の出納員の項中「総務学事課」を「総務部総務管理局総務課」に改め、同表税務課の出納員の項中「税務課」を「総務部総務管理局税務課」に改め、同表文化国際課の出納員の項中「文化国際課」を「企画部企画政策局国際課」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。